

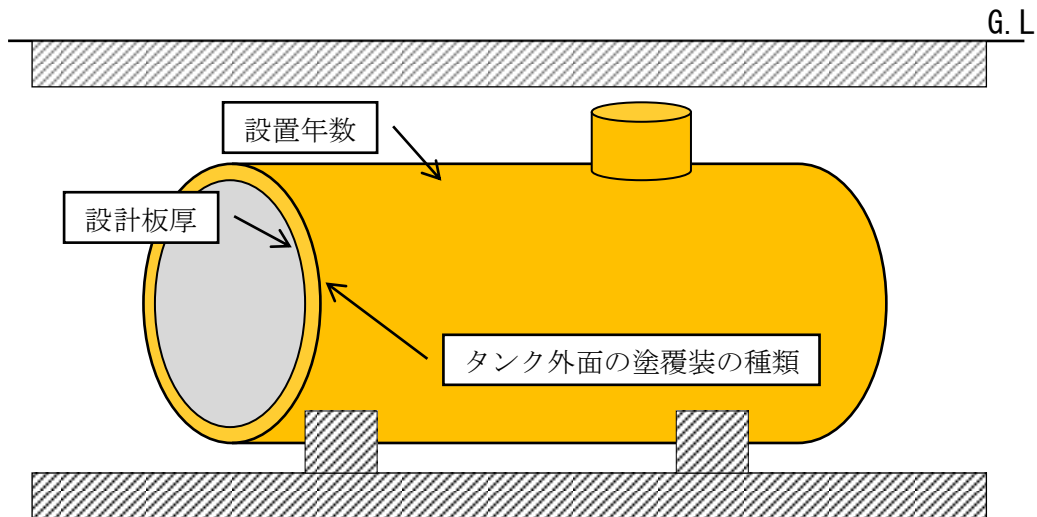
地下貯蔵タンクを所有している事業所の方へ

～既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等について～

[危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成 22 年総務省告示第 246 号）](#)が平成 22 年 6 月 28 日公布され、平成 23 年 2 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、地盤面下に直接埋設された既設の鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たすものを「腐食のおそれが高いもの」等として区分し、当該区分に応じて、内面の腐食を防止するためのコーティング等の流出事故防止対策を講ずることを主な内容とするものです。

《地盤面下に直接埋設された既設の鋼製一重殻の地下貯蔵タンクの例》



《対象》

地盤面下に直接埋設された既設の鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち
設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件を満たす

「腐食のおそれが高に地下貯蔵タンク」

「腐食のおそれが地下貯蔵タンク」

と区分されたもの（別表①、②参照）。

《流出事故防止対策》

- 腐食のおそれが高に地下貯蔵タンクに講ずべき措置 -

内面の腐食を防止するためのコーティング又は電気防食

- 腐食のおそれが地下貯蔵タンクに講ずべき措置 -

内面の腐食を防止するためのコーティング若しくは電気防食

又は危険物の微少な漏れを検知するための設備

《施行日》

平成23年2月1日から義務化

《経過措置》

腐食のおそれの高に地下貯蔵タンク及び腐食のおそれの地下貯蔵タンクに係る流出事故防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされています。

内面の腐食を防止するためのコーティング（内面ライニング）

埋設されたままの状況でタンク内面全体に厚さ2mm以上になるよう強化プラスチックを被覆するもの。

[平成22年7月8日付け消防危第144号通知](#)

[「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」参照](#)

電気防食

地下貯蔵タンクの周囲に電極を埋める等を行うことにより、地下に埋設されたタンクへ外部から直流電流を流し、腐食の進行を防止するもの。

危険物の微少な漏れを検知するための設備

直径0.3mm以下の開口部からの危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視する設備（例：高精度液面計など）

別表① 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

設置年数 (※1)	塗覆装の種類 (※2)	設計板厚 (※3)
50年以上	アスファルト	すべての設計板厚
	モルタル	8.0mm未満
	エポキシ樹脂 又はタールエポキシ樹脂	6.0mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
40年以上50年未満	アスファルト	4.5mm未満

別表② 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置年数 (※1)	塗覆装の種類 (※2)	設計板厚 (※3)
50年以上	モルタル	8.0mm以上
	エポキシ樹脂 又はタールエポキシ樹脂	6.0mm以上
	強化プラスチック	4.5mm以上12.0mm未満
	アスファルト	4.5mm以上
40年以上50年未満	モルタル	6.0mm未満
	エポキシ樹脂 又はタールエポキシ樹脂	4.5mm未満
	強化プラスチック	4.5mm未満
	アスファルト	6.0mm未満
30年以上40年未満	アスファルト	6.0mm未満
	モルタル	4.5mm未満
20年以上30年未満	アスファルト	4.5mm未満

- ※1 設置年数とは、当該地下貯蔵タンクの設置時の許可に係る完成検査済証の交付年月日を起算日とした年数をいう。
- ※2 塗覆装の種類とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条の48第1項に掲げる外面の保護の方法をいう。
- ※3 設計板厚とは、当該地下貯蔵タンクの設置時の板厚をいう。

お問合せ先

西春日井広域事務組合消防本部

予防課 危険物係

電話 0568-22-4924

ファクシミリ 0568-26-7207